

学校における専門スタッフ等の活用に関する調査

（ 勧告日：令和2年5月15日(金)
勧告先：文部科学省 ）

今回の調査について

- 我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担当。一方、社会や経済の変化による家庭や地域の教育力の低下、要保護家庭、不登校、暴力行為の増加など、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校及び教員の役割は拡大
- このため、文部科学省は、多様な専門性を有するスタッフを学校に配置し、「チームとしての学校」の体制を構築することで、児童生徒への支援や教員の負担軽減につなげることを推進
- この調査では、学校現場における専門スタッフと事務職員の活用状況や活用に当たっての課題を調査（※）し、課題がみられたものについて文部科学省に対し勧告するとともに、教委及び学校にとって参考となるよう工夫した取組事例を整理

※ 調査対象機関：文部科学省

関連調査等対象機関：都道府県教育委員会（17）、市町村教育委員会（32）、公立小学校（64）、公立中学校（64）、公立高等学校（17）、私立中学校（8）

主な調査事項

国費負担のスクール
カウンセラー（S C）※1
及びスクールソーシャル
ワーカー（S S W）※2
の効果的な活用の推進

- ・ 教委及び学校において、S S Wの活用実績がない事例やS C及びS S Wの職務や具体的役割について学校現場で十分に共有できていない事例がみられた一方で、教委が配置形態を工夫して児童生徒の相談につなげたり、ガイドブックを作成して学校現場に対するS S Wの職務等についての理解を促進したりしている事例がみられた。
- ・ 文部科学省は、事例集の作成等を行っているが、職務等への理解不足といった課題の解決に資する情報が記載されておらず、また、同省は課題の原因を把握していない。

**文部科学省に対し、
国費負担のS C及び
S S Wの具体的な
役割に係る理解促進
等について勧告**

※1 スクールカウンセラーとは、心理に関する専門的知見を有する者として、主に児童生徒、その保護者、教職員へのカウンセリング、アセスメント（見立て）、コンサルテーション（助言・援助）を行う。スクールカウンセラーに求められる主な資格としては、臨床心理士や公認心理師がある。

※2 スクールソーシャルワーカーとは、福祉の専門性を有する者として、主に児童生徒のニーズの把握・支援、保護者への支援、学校や地方公共団体への働き掛けを行う。スクールソーシャルワーカーに求められる主な資格としては、社会福祉士や精神保健福祉士がある。

部活動における専門
スタッフの活用状況

- ・ 地理的条件を踏まえ、部活動指導員の引率に際し、宿泊を伴う引率ができるように制度設計している事例 等

地方独自の専門
スタッフの活用状況

- ・ 学校だけでは対応が難しい暴力行為等が発生している県内の小・中学校に、元警察官等を構成員とするチームを派遣している事例 等

**教委及び学校における
工夫した取組事例
を整理**

制度・背景

文部科学省は、心理の専門家であるSCや福祉の専門家であるSSWを活用し、子供たちの問題行動等に対し、より効果的に対応していくことを要請

SC・SSWに係る国庫補助制度
 【補助率】
 補助対象経費の1/3以内
 【実施主体】
 SC：都道府県・指定都市
 SSW：都道府県・指定都市・中核市

SC・SSWの配置形態

- ①単独校型：一つの学校に配置され、基本的に当該学校のみを担当
- ②拠点校型：特定の学校を拠点に、複数の学校を担当
- ③派遣型：教委等に配置された上で、必要に応じて学校等に派遣
- ④巡回型：教委等に配置された上で、域内の学校を巡回

調査結果

活用に当たって基本となる、SC・SSWの具体的な役割や専門的職務への理解不足により活用に課題があるとする事例・意見

- SSW自体の認知度が低いこと、学校現場において活用方法が十分に共有されていないこと、継続的な支援が期待できず生徒や保護者との信頼関係の構築が難しいことなどからSSWを活用しなかった例
- 拠点校型SSWについて、その役割が教員に把握されておらず、周辺校でのSSWの活用実績がない例
- どのような場合に生徒をSCに相談させたらよいか分からないとの教委の意見 など

左記のような活用に課題があるとする教委及び学校の事例・意見がある一方で、専門スタッフの職務や役割への理解を促進し、児童生徒の支援につなげている事例

- 市教委は、学校でSSWの役割や活用方法が余り認知されていなかったため、平成30年度から派遣型SSWに加えて巡回SSWを配置。これにより活用実績がなかった学校においてSSWが活用された。
- あわせて、SSWの活用事例を掲載したガイドブックを作成し、管内の小・中学校に配付。同ガイドブックに掲載された事例集でSSWの活用事例を共有し、学校と関係機関との連携を促進。同事例集では、ケース会議(※)の結果を踏まえた支援の実施、支援実施後の経過観察などの児童生徒への支援に関する一連の取組、各段階でSSWが担った役割や連携・調整を図った関係機関を具体的に記載

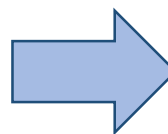
※ ケース会議とは、解決すべき課題のある事例（事象）を個別に深く検討することにより、その状況の理解の深化（アセスメント）、支援策の検討（プランニング）又は見守りを通じた評価（モニタリング）や見直しを行う会議であり、関係教員やSC・SSWが参加し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うものである。

調査結果

文部科学省の取組状況

- 文部科学省は、教委からの報告を基にS C及びS S Wの配置促進のための事例集を作成。当該事例集では、複数の教委がS C及びS S Wの専門的職務及び具体的役割についての理解や学校及び関係機関との連携が十分でないことを課題として記載
- しかしながら、当該事例集には、次のとおり、必ずしも課題の解決に資する情報が共有されていない。
 - ・ 研修のほかには専門的職務及び具体的役割についての理解を促進する取組は記載されていない。
 - ・ 特にS S Wの個別の活用事例に関し、ケース会議の開催状況が不明確であるもの、ケース会議においてS S Wが担った役割や連携調整を図った関係機関が具体的に記載されていないもの、児童生徒への支援に関する一連の取組において、各段階でS S Wが担った具体的な役割が明確に記載されていないもの
- また、文部科学省は、各教委におけるS C及びS S Wの活用にあたっての課題を把握しているが、当該課題の原因については把握せず。
- 文部科学省は、上記事例集の作成のほか、各地方公共団体の教育相談担当者を集めた会議を実施しているが、同会議でも個別の活用事例における具体的な関係機関との連携状況等について共有されていない。

今の文部科学省の取組では、S C・S S Wの活用にあたっての課題が解決されているとは言い難い。



勧告

文部科学省は、**国費負担のS C及びS S Wの更なる効果的な活用を促進**する観点から、**教育現場の負担にも配慮**しつつ、次の措置を講ずる必要がある。

- ① **S C及びS S Wの専門的職務及び具体的な役割**について、**理解を促進する取組事例等を把握し、教委及び学校との共有**
- ② ①にあたって、S C及びS S Wの**配置形態が分かるように整理**
- ③ ①にあたって、**S S Wの個別の活用事例**について、児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとの**S S Wが担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理し、共有**
- ④ S C及びS S Wの**活用にあたっての課題**について、必要に応じて、その**原因を把握し、課題の解決策を検討し、教委及び学校と共有**

2 1以外の主な調査結果（教委及び学校における工夫した取組等その1）

① S C及びS S Wを効果的に活用する取組

結果報告書P12～26

制度・背景

P2参照



調査結果

- ◆ S C及びS S Wについて緊急派遣の仕組み等を設けている事例
 - ・ 県教委がS Cとして任命した者のうちから特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして配置。S Cが派遣されていない学校において緊急の事故・災害が発生した場合に、学校からの要請を受けて緊急派遣を行う仕組みを整備
- ◆ S C及びS S Wに係る多様な配置方法及び相談体制の構築等に取り組んでいる事例
 - ・ 県教委は、直近3年間のいじめの認知件数や不登校者数等を踏まえ、特にS Cの派遣が必要と認められる学校を「最重点校」、必要があると認められる学校を「重点校」、それ以外を「一般校」とし、派遣の優先度を付けて3パターンに分け、必要度に応じてS Cの派遣回数を決定。最重点校及び重点校からは、問題行動の解消や未然防止が図られたとの意見
 - ・ 県教委は、児童生徒・保護者に対して、より専門性の高い支援を行い、問題行動の早期解決を図るため、通常のS S Wのほかに、家庭問題に詳しい社会福祉士、民生委員・児童委員、弁護士等をアドバイザーとして県教委に配置し、県内全ての公立学校に派遣。この取組により、不登校生徒の母親への支援も行われ、生徒の登校も少しずつ増えるなど好転した事例もみられた。

② 国費負担又は地方交付税措置により置かれた、学習指導及び生徒指導における専門スタッフの活用状況

結果報告書P37～46

制度・背景

文部科学省は、S C及びS S Wのほかにも、都道府県等に対する国庫補助事業の実施や地方交付税措置により、専門スタッフの配置を促進。各専門スタッフの参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、教育活動の充実を推進

調査結果

- ◆ I C T支援員（地方交付税措置）
 - ・ 市教委が派遣するI C T支援員によって教員のI C T活用能力の向上とI C Tを活用した授業の実施に寄与
- ◆ 学校司書（地方交付税措置）
 - ・ 市教委が配置した学校司書が担任教員とのチーム・ティーチングを行い、児童が図書を選ぶ際の支援や授業までに必要な図書を準備。平均貸出冊数が増加傾向
- ◆ スクール・サポート・スタッフ（国庫補助事業）
 - ・ 県教委は、教員の時間外勤務縮減の効果が見込まれそうな学校を選定し、優先的にスクール・サポート・スタッフを配置
- ◆ 理科の観察実験アシスタント（国庫補助事業）
 - ・ 理科の観察実験アシスタントが配置された小学校において、実験回数が増加。全国テスト（民間事業者実施）の「理科の観察・実験の技能」に関する設問における市内の学校の平均正答率が向上
- ◆ 特別支援教育支援員（地方交付税措置）
 - ・ 特別支援教育支援員が学校を巡回し、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげる取組。児童生徒への支援とともに教員の負担も軽減



3 1以外の主な調査結果（教委及び学校における工夫した取組等その2）

③ 部活動における専門スタッフの活用状況

結果報告書P47～55

制度・背景

文部科学省は、学校教育法施行規則に部活動指導員に係る規定を新設（平成29年4月施行）。教員に代わり、部活動指導員が部活動指導を行うことで、教員の負担軽減や生徒への適切な部活動指導の実施を推進（同省は国庫補助事業を平成30年4月から実施（学校設置者（主に市町村）に対する補助で補助対象経費の1/3以内））

調査結果

- ◆ 部活動における専門スタッフの人材確保に係る教委の取組事例
 - ・ 県教委が、県体育協会が運営する人材バンクを活用し、部活動指導員やボランティアによる指導者となる人材を確保
 - ・ 市教委が、関係団体や企業に協力を要請
 - ・ 市教委が、地元NPO法人に所属する元実業団選手等が市内の中学校陸上部の部活動指導・大会引率等を行うモデル事業を実施
- ◆ 部活動指導員の活用に応じた教委の取組事例
 - ・ 県教委が、同県の地理的条件（離島）を踏まえ、部活動指導員の引率に際し、時間外勤務手当の取扱いの整理等により宿泊を伴う引率を行うことができるよう制度設計



④ 地方独自の専門スタッフの活用状況

結果報告書P56～73

制度・背景

地方公共団体は、地域の特性や実情に応じて地方単独負担（地方交付税措置を除く。）により専門スタッフを配置

調査結果

- ◆ 授業補助を行う専門スタッフの活用事例
 - ・ 市教委が配置する日本人の小学校外国語活動支援員が、教材の作成等を補助し、教員と外国語指導助手（ALT）との架け橋となり、授業内容が充実
- ◆ 生徒指導業務を支援する専門スタッフの活用事例
 - ・ 県教委は、学校だけでは対応が難しい暴力行為等の問題行動が発生している県内の小・中学校に、元警察官、元少年補導職員等を構成員とするスクールサポートチームを派遣。学校における暴力行為等問題行動の未然防止に効果
- ◆ 学校の管理職の業務を支援する専門スタッフの活用事例
 - ・ 市教委は、渉外、保護者対応、調査・報告、教職員の出勤管理など多岐にわたる小・中学校の副校長の校務を補佐する副校長校務支援員を配置。副校長が本来業務に従事できる時間を確保